

SAGAパラスポーツセンター 指定管理者募集要項

令和5年8月

佐賀県

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	指定管理者を募集する施設について	1
(1)	施設名称及び所在地等	1
(2)	概要等	1
3	指定管理者の指定・募集等について	1
(1)	指定期間等について	1
(2)	指定管理者による管理及び運営について	2
(3)	指定の申請について	5
(4)	現地説明会について	8
(5)	質問の受付及び回答について	8
(6)	指定管理者の指定について	8
4	協定について	9
(1)	協定の締結	9
(2)	協定の内容	9
(3)	リスク分担の考え方	9
5	その他管理運営に当たっての留意事項	10
(1)	管理運営の実績等について	10
(2)	利用者満足度調査の実施及び結果の共有	10
(3)	関係法規の遵守	10
(4)	引継業務	10
(5)	情報公開に関して特に留意すべき事項	10
(6)	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	10
(7)	県内雇用及び県内への発注等への配慮	10
(8)	センターにおいて発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項	10
(9)	課税に関する留意事項	11
(10)	事業の継続が困難となった場合の措置	11
(11)	指定管理業務の再委託に係る契約手続について	
6	問い合わせ先	11

SAGAパラスポーツセンター指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の目的

佐賀県（以下「県」という）では、公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげるため、一部県有施設の管理運営について指定管理者制度を導入しています。

そこで、SAGAパラスポーツセンター（以下「パラスポーツセンター」という。）の管理運営に当たっても、館の魅力をさらに引き出し、障がいのある方の福祉のさらなる増進を図るという当施設の目的をより効率的、効果的に達成し、県民サービスの向上に資するため、指定管理者制度を導入していますが、その管理期間が令和6年3月31日をもって終了します。

つきましては、佐賀県総合福祉センター設置条例（以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、令和6年4月1日から当施設の管理運営を行っていただける団体等を募集します。

2 指定管理者を募集する施設について

(1) 施設名称及び所在地等

施設名称	所在地	URL
SAGAパラスポーツセンター (昭和58年2月設置)	佐賀市天祐一丁目8番5号	https://sasyouspo.sakura.ne.jp/activities/

(2) 概要等

ア 設置目的

パラスポーツセンターは、障がいのある方たちがスポーツを通して機能の回復の向上、健康の増進を図り、教養文化を高めることによって障がい者の福祉のさらなる増進及びスポーツ振興を図ることを目的としています。

イ 管理運営に当たっての基本的な考え方

パラスポーツセンターの管理運営においては、パラスポーツセンターの設置目的に沿った管理運営を行うとともに県や関係団体との緊密な連携・協力を努めることとします。

また、利用者等の意見を管理運営に反映（運営委員会等を設置）しサービス向上に努め、効率的・効果的な管理運営業務を行うものとします。

ウ 施設の構成等

名称	主な施設・設備
SAGAパラスポーツセンター	体育室、多目的ホール、研修室、音楽室、教養文化室、談話室、事務室、相談室、湯沸室、中庭、用具室、倉庫、トイレ（男・女）、多機能トイレ、更衣室（男・女）

（詳細は、SAGAパラスポーツセンター管理仕様書（以下「仕様書」という。）にそれぞれ記載しています。）

3 指定管理者の指定・募集等について

(1) 指定期間等について

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間で予定しています。ただし、指定管理者の指定及び指定期間は、県議会の議決を経て、正式に決定されます。

なお、法第244条の2第11項の規定に基づき、県はパラスポーツセンターの管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は

一部の停止を命ずる場合があります。

また、県は、指定期間中に、パラスポーツセンターを廃止し、又は休館する場合などがあり、その場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、県は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

なお、指定の取消し又は業務の停止により指定管理者に損害等が発生することがあったときは、その損害を賠償します。県が損害を賠償する額は、県と指定管理者が協議して定めることとします。県が、指定の取消し又は業務の停止を命令した場合、指定管理者は県に管理委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

(2) 指定管理者による管理及び運営について

ア 管理の基準について

適正な管理の観点から、必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりです。

(7) 休館日

休館日は、佐賀県総合福祉センター管理規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、12月29日から翌年の1月3日の日を除き、1週間につき1日を限度とします。

なお、指定管理者は、必要があると認めたときは、臨時に開館し、又は休館とすることができます。

【現状】 休館日 12月29日から1月3日、毎月最終月曜日

(イ) 開館時間

開館時間は、規則第18条の規定に基づき、1日につき午前9時から午後9時までを含む12時間以上とします。

【現状】 午前9時から午後9時まで

(ウ) 利用の制限

指定管理者は、規則第20条の規定により利用の制限をすることになります。

イ その他管理に関する事項

(ア) 公平性の確保

センターの管理運営に当たっては、利用者の公平な利用を確保してください。

(イ) その他

利用者の個人情報の保護など、センターの管理運営に当たってのその他の留意事項については、この募集要項に定めるものの他、仕様書や指定管理者の正式な指定後に締結後に締結することとなる管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）等で定めることとなります。

ウ 業務の範囲・内容

指定管理者が行う業務の範囲・内容は、以下のとおりとします。

このうち、これらの全ての業務を一括して他の事業者等に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、県と協議のうえ、専門の業者に委託できるものとします。（なお、清掃委託等は、一括して総合福祉センターが契約を行います。）

(ア) パラスポーツセンターの運営に関する業務

- a 施設に係る情報提供
- b サービス向上対策の企画・立案等
- c 陳情・要望等への対応

(イ) パラスポーツセンターの施設の利用に関する業務

- a 利用申請の受付、利用の許可、利用者への案内
- b 施設利用料等の徴収
- c 利用者への安全指導等
- d 利用状況等に係る統計処理
- e 各利用者団体等を対象とした調整会議の開催

(ウ) パラスポーツセンターの施設の維持及び管理に関する業務

- a 施設設備の維持管理業務（営繕工事等で県が実施するものを除きます。）
- b 備品等の保守管理業務

- c 施設内の消毒点検
 - d 事業報告書等の作成
 - e 各種調査、照会、回答、利用統計
 - f 指定期間終了に当たっての引継事務
 - g その他日常業務の調整
- (エ) 上記に記載する(ア)～(イ)の業務以外にパラスポーツセンターの設置目的に反しないと考えられる内容について、独自の発想やノウハウを活用した事業を企画・立案し提案することができます。

【提案型事業の取扱いについて】

提案型事業の提案に当たっては、下記に留意してください。

なお、特定の事業が「提案型事業」に該当するかどうか判断できない場合は、個別にお問い合わせください。

- 選定委員会による指定管理者候補の選定の際は、「提案型事業」の内容についても審査の対象となります。
- 提案型事業は、施設の設置目的に沿ったもので、住民サービスを向上させるものとし、指定管理者に指定された以降に新たに企画・立案し提案した事業についても、県が認めたものは「提案型事業」と認めます。
- 提案型事業に要する経費の財源（県委託料、利用者から徴収する料金、指定管理者の自己財源等）は問いません。
- 提案型事業は、その実施に充てる財源が県委託料でない場合であっても、県と指定管理者が締結する協定に「指定管理者が行う業務」として規定します。よって、確実な実施が見込まれることが必要です。
- 提案型事業の実施に当たり、利用者から料金を徴収する場合は、その料金が高額なためにサービスの利用者が県民の一部に限定されないことがないよう留意してください。
- 施設の設置目的外の事業については、行政財産の目的外使用について県の使用許可を受けなければ、実施することはできません。

エ 運営組織について

センターの運営に当たる組織については、管理運営責任者を置き、その業務を適正に行うとともに、緊急時に速やかに対応できる体制を整えたものとしてください。

また、利用者の大半を障がいのある方が占めていることから、事務的スタッフの中に、個々の障がい等を理解し、要望等に対し、柔軟かつ適切に対応できる者を配置していただく必要があります。

オ 収入及び経費等について

センターの管理運営に要する全ての費用は、原則として、県からの委託料をもって充てるものとします。

(ア) 利用料金について

パラスポーツセンターの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2第8項及び第9項の規定に基づく利用料金制度を採用します。利用料金制度とは、体育室等の施設利用料を指定管理者が直接自らの収入とすることができる制度です。利用料金は、条例第4条第2項の規定に基づき、パラスポーツセンターの施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度とて、県の承認を得て、指定管理者が定めます。

なお、利用料金の設定に当たっては、仕様書に定める減免規定を適用していただくこととしています。

※参考：料金の現状（料金はすべて1時間当たりの料金）

利用時間 部屋名	利用面	9：00～21：00			
		利用料	照明料	冷房料	暖房料
体育室	1/4	—	—	1,200円	1,200円
	2/4	320円	320円		
	3/4	480円	480円		
	全面	640円	640円		
多目的ホール	体育室 の1/4 面	320円	—	200円	200円
研修室 音楽室 教養文化室	各室	320円	—	200円	200円

(イ) 委託料の上限等

県からの委託料の金額は、指定管理者が事業計画に基づいて管理運営業務を行うに当たって、県が適正であると認める金額の範囲内とし、具体的には、毎年度ごとに締結する協定書（年度協定）において定めるものとします。

今回公募する期間（5年間）における委託料の上限額、利用料金の見込額等については、別紙1のとおりです。

年度協定書に定める委託料の額は、指定管理者が応募に当たり提示した額を基本とし、事業計画書や収支計画書などの内容を踏まえて総合的に検討し、決定することになります。特別な事情がある場合を除き、原則として委託料の精算は行いません。

また、申請に際し、委託料の上限額を上回る収支計画により申請した者は失格となり、選定委員会による審査の対象にはなりません。

なお、指定管理期間に施設の改修などで供用を中止する必要がある場合は、指定管理者と県で別途協議し、適切な金額を決定します。

(ウ) 委託料の対象となる経費

県からの委託料によって充当する経費は、

- ・ 施設維持管理経費
- ・ 人件費
- ・ 事務費

です。

なお、委託料によって取得した財産のうち、施設の運営にとって特に重要な物品等の取扱いについては、別途協議のうえ、協定書において定めることとします。

また、電気料、上下水道料、消防設備点検費用等については、佐賀県総合福祉センターと合理的な基準により按分して負担することになります。

【基準】

○ 電気料

子メーターによる実費負担。基本料金は使用量による按分に加え、体育室空調稼働による基本料金増加分を負担。

○ 上下水道料

子メーターによる実費負担

○ 清掃業務

総合福祉センターの敷地面積（福祉会館部分を除く）とパラスポーツセンター部分敷地面積＝建築面積

との面積按分

- 電話交換機保守

総合福祉センターの電話機とパラスポーツセンターの電話機との台数按分

- 自家用電気工作物保守、廃棄物収集運搬、簡易専用水道検査、貯水槽清掃、警備業務

総合福祉センターの敷地面積と体育館部分敷地面積＝建築面積との面積按分

- 空調保守点検、消防用設備点検

パラスポーツセンター部分を負担し、諸経費については負担金額に応じ按分

- (エ) 委託料の支払

県からの委託料については、前金払にて四分割して支払う予定です。

- (オ) その他の収入及び経費

指定管理者は、提案型事業について利用者から料金を徴収し、これを収入とすることができます。

また、施設維持管理費及び人件費等に要する経費並びに利用料金その他の収入に増減があった場合においても、基本的に委託料の増額又は減額はしません。

(3) 指定の申請について

ア 応募の形態及び資格等について

- (ア) 応募の形態について

指定の申請は、県内法人その他の県内団体、又は複数の県内法人や県内団体等より構成される共同事業体として行ってください。個人での応募や地域経済の活性化の観点から県外法人等の応募はできません。

また、共同事業体として応募される場合には、構成員は全て県内法人や県内団体とし、必ず代表者又は代表となる団体を決定していただくとともに、協定書結の際には、共同事業体の全てを一括して協定の相手方とします。

このため、指定管理候補者の選定後、協定の締結に向けての協議は、候補者の代表者又は代表となる団体等を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

- (イ) 応募資格について

指定申請書を提出できるのは、上記(ア)の法人その他の団体等のうち、以下の全てを満たす者としてします。

- a パラスポーツセンター利用者の大半が障がいのある方であることを考慮し、障がい者が利用しやすい施設の運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、効率的、かつ安定した運営を行うことができる法人その他の団体であること。
- b 代表者（実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。）に知事又は教育長が就任していないこと。
- c 県の出資法人又は出えん法人のうち代表者（実質的な権限・責任の伴わない名義上の職は除く。）に現職の県職員（特別職を含む。）が就任していないこと。
- d 指定期間において施設の管理運営業務（指定管理者が行う業務）に関して、県から職員派遣を受けない者であること。
- e 法律行為を行う能力を有する者であること。（法人格を持たない団体にあつては代表者）
- f 破産者で復権を得ない者でないこと。（法人格を持たない団体にあつては代表者）
- g 団体の役員等に破産者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- h 団体の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (a) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
 - (b) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- i 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
- j 申請の時点において、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- k 応募締切日（募集期間を延長した場合は、延長後の応募締切日。）以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないこと。
- l 直近1年間の消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。
- m 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員を訪問し、又は電話を掛け、若しくは葉書（電報その他これに類するものを含む。）を出していないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）
- n 公開による選定委員会が開催された以降、指定管理者候補が選定されるまでの間に、選定委員会の委員に対して年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これらに類する挨拶状（電報その他これに類するものを含む。）を出していないこと。
- o 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし、又は饗応接待、その申込み若しくは約束をしていないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）。
- p 指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他の特殊の直接利害関係を利用して選定委員会の委員を誘導してはならないこと（第三者をしてこれらの行為をなさしめることを含む。）。
- q 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- r 管理運営に当たって、緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。

イ 申請書類について

指定管理者の指定を受けようとする者は、下記の書類を提出してください。

なお、提出された資料については、一切返却しません。

- 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- 事業計画書等
 - ・ 事業計画書（総括票）（様式第2号）
 - ・ パラスポーツセンターの設置目的の確実な実施に関する事項（様式第2-1号①～④）
 - ・ パラスポーツセンターの平等利用の確保に関する事項（様式第2-2）
 - ・ パラスポーツセンターの効用の最大化及び管理経費の縮減に関する事項（様式第2-3号①～③）
 - ・ 事業計画に沿った管理を行う能力に関する事項（様式第2-4①～⑨）
 - ・ 利用料金設定の考え方（任意様式により必要に応じ提出すること。）
- 団体等に関する書類
 - ・ 団体の概要（様式第3号）
 - ・ 指定管理者候補の申請に当たっての誓約書（様式第4号）
 - ・ 暴力団排除に係る誓約書（様式第5号）
 - ・ 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - ・ 法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に取得したもの）、その他の団体等にあっては法人登記簿謄本の記載事項を明らかにする書類（様式任意）
 - ・ 役員の名簿及び履歴書（様式任意）
 - ・ 営業（事業）報告書又はこれに類する書類（直近2か年分）
 - ・ 損益計算書又はこれに類する書類（直近2か年分）
 - ・ 貸借対照表又はこれに類する書類（直近2か年分）

- ※ なお、新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあつては計画書・予算書等これらに類する書類を提出してください。
- ※ また、設立2年目の団体にあつては、前事業年度に係る書類を提出してください。
- ※ 共同事業体の場合は、構成員すべてについて上記書類を添付してください。
- 共同事業体協定書兼委任状（様式第6号） ※共同事業体の場合
- 納税を証明する資料
 - a 消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類
 - b 都道府県税
 - ・ 法人
佐賀県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体（代表者の住所が佐賀県内の場合）
団体の代表者について、佐賀県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体（代表者の住所が佐賀県外の場合）
団体の代表者について、佐賀県及び住所地の都道府県に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - c 市町村税
 - ・ 法人
所在地の市町村に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
 - ・ 法人格を持たない団体
団体の代表者について、住所地の市町村に納めるべき税に未納の額がないことを証する書類
- ※ 共同事業体の場合は、構成員すべてについて上記書類を添付してください。

ウ 提出方法について

(ア) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県SAGA2024・SSP推進局スポーツ課

(イ) 提出期間・方法

令和5年9月27日（水）17時までに、上記(ア)まで持参又は郵送で提出してください。
郵送の場合には、書留郵便により9月27日（水）17時必着とします。

(ウ) 提出部数

提出部数は、正1部、副10部（うち、1部は審査事務の都合上、コピーが可能なように、製本等しないこと）とします。

エ 留意事項

- (ア) 指定申請書の内容は、労働基準法をはじめとする関係法規を遵守してください。
- (イ) 指定申請書等は、日本工業規格のA4の大きさとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- (ウ) 指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- (エ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替は原則として認めません。ただし、募集期間を延長した場合は、延長前の募集期間内に申請した団体にあつては、延長後の募集期間の終了までに、既に提出した申請書類の修正をすることができます。
- (オ) 提出された指定申請書等は、指定管理者の選定の目的以外には使用しません。
- (カ) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (キ) 必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。
- (ク) 指定申請書等の提出に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- (ケ) 共同事業体で応募する場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を上記ウ(ア)の提出先まで御連絡ください。

- (コ) 構成員の倒産、解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第9号）を提出してください。（提出先は、ウ(ア)の提出先と同じ）
- (ク) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表、その他、県が必要と認める場合には、応募書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。
- (ク) 提出された指定申請書等については、佐賀県個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、選定委員会による指定管理者候補者の選定後、原則公開します。

オ 失格となる事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 申請者が応募資格の条件を満たしていなかった場合
- (イ) 提出期間を経過してから申請書を提出した場合
- (ロ) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (エ) 指定管理者の選定に当たって、選定委員に有利な取扱いを依頼した場合、又は他の申請者の情報等を入手するために接触した場合
- (オ) その他この募集要項に違反すると認められる場合

(4) 現地説明会について

募集要項の説明及びパラスポーツセンターの施設見学のため、令和5年8月30日（水）15時から現地説明会をパラスポーツセンターで行います。

参加を希望する方は8月25日（金）17時までに様式第7号によりファクシミリ又は電子メールのいずれかで、お申し込みください。ただし、1団体の出席者は2名までとさせていただきます。

当日は、募集要項等の資料は配布しませんので、佐賀県のホームページ等から必要資料を印刷の上、御持参ください。

なお、当説明会への参加の有無が指定管理者の選定に関して何ら影響を与えるものではありません。

※説明会後の施設見学を希望される方は、「6 問い合わせ先」まで御連絡ください。

(5) 質問の受付及び回答について

指定管理者の指定の申請に関し、質問がある場合は、質問票（様式第8号）により、令和5年9月20日（水）17時まで、「6 問い合わせ先」に記載のファクシミリ又は電子メールで受け付けます。

なお、質問に対する回答は、ファクシミリ又は電子メールにて回答するとともに、県ホームページに随時、掲載していきます。ただし、特定の事業が「提案型事業」に該当するか否かに関する質問及び回答については公開しません。

(6) 指定管理者の指定について

ア 選定基準について

指定管理者の選定に当たっては、規則第17条の規定に基づき、指定管理者審査基準（別紙2）により総合的に評価して選定し、県議会の議決を経て指定管理者として指定します。

なお、指定申請以降、指定管理者審査基準（別紙2）を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあります。

イ 選定方式等について

(ア) 選定方法

選定に当たっては、外部委員で構成する「SAGAパラスポーツセンター指定管理者候補選定委員会」（この要項において、「選定委員会」という。）において、申請者によるプレゼンテーションや指定申請書等により、審査基準に基づいて申請者ごとに評価を行います。

評価の最も高い申請者から順に、第1順位者から最多で第3順位者までを決定し、第1順位者となった者を指定管理者の候補として知事へ報告します。知事は、この報告を受けて、候補者を選定し、県議会に提案します。

なお、申請者の評価は、指定管理者審査基準（別紙2）に基づく委員の採点等により行います。

※ プレゼンテーションの日時、場所、出席人数等について、後日申請者に連絡します。

※ 指定管理者選定基準における最低基準に達しなかった申請者には、選定委員会の評価順位

にかかわらず順位者（候補者）としての地位は与えられません。

【最低基準】

- a 審査基準表の審査項目における最も高い点数をつけた委員の点数（最高点をつけた委員が複数いる場合は、いずれかの1人の委員の点数）及び最も低い点数をつけた委員の点数（最低点をつけた委員が複数いる場合は、いずれかの1人の委員の点数）を除く委員の点数を合計して算出した審査項目（「管理経費の縮減」を除く。）ごとの得点が、審査項目ごとの満点の5割に達していること。
- b 審査項目（「管理経費の縮減」を除く。）ごとの得点を合算した全体の合計得点が満点（「管理経費の縮減」を除く。）の6割に達していること。
- c 「平等利用の確保」、「人的能力（職員体制等）」、「経理的基盤」に関する審査項目に係る適否について、選定委員が「適」と評価していること。

(イ) 選定事務の所管

選定事務については、佐賀県SAGA2024・SSP推進局スポーツ課が行います。

(ロ) 選定結果

選定委員会における選定結果の公表は、知事による指定管理者候補者の決定後（指定議案の発表日）、県ホームページに掲載します。

申請者に対しては、指定管理者の決定後（指定議案の議決後）、順位及び得点（審査項目ごとの得点及び全体の合計点）を文書で通知します。

4 協定について

(1) 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者として指定がなされた後、県と指定管理者は、協議の上、管理運営に関する協定を締結します。

(2) 協定の内容

- 指定管理者が行う業務の内容について
- 指定管理期間について
- 指定管理者の法令及び県条例等の遵守義務について
- 施設の改修、備品等の整備について
- 再委託の取扱いについて
- 使用の許可及び施設利用料の金額・徴収等について
- 管理運営費（委託料）の金額及び支払等について
- 事業計画書の作成、提出について
- 事業報告書の作成、提出及びその他の実績評価等について
- 収支状況を明らかにした証拠書類等の整備・保管について
- 職務上知り得た事項の守秘義務について
- 利益の取扱いに関する事項について
- 情報公開について
- 個人情報の保護について
- 変更の届出について（定款、事務所の所在地、代表者の氏名等）
- 損害賠償の義務及びその他のリスク分担について
- 指定管理者の指定取消し及び管理業務の停止等について
- 事故・災害等の緊急時における対応について
- 協定書に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合の対応について
- その他、県が必要と認める事項について

(3) リスク分担の考え方

協定締結に当たり、県が想定する主なリスク分担の方針は、別紙3のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

5 その他管理運営に当たっての留意事項

(1) 管理運営の実績等について

指定管理者は、県に対し、事業報告書及びその他の管理運営の実績等に関する資料を提出することとします。提出を要する資料や時期等については、別添仕様書に定めるものの他、必要に応じて県と指定管理者が協議のうえ、決定することとします。

なお、事業報告書の内容等により、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかな場合には、県は指定管理者に対して業務の改善勧告等を行うことがあります。

(2) 利用者満足度調査の実施及び結果の共有

県は、指定管理者によるサービスが適切に提供されているかを把握し、更なるサービス向上に向けた改善等の参考とするため、利用者満足度調査を実施します。

利用者満足度調査の結果は、県及び指定管理者で共有し、更なるサービス向上に向けた改善の参考等として活用します。

また、調査結果は、年度終了後に県が実施する指定管理者に対する管理運営状況等の評価の審査項目としても活用するため、回収した調査票は県が保管します。

(3) 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令を遵守しなければなりません。

- 佐賀県総合福祉センター設置条例、佐賀県総合福祉センター管理規則
- 個人情報の保護に関する法律、佐賀県個人情報保護条例
- 行政機関の保有する情報公開に関する法律、佐賀県情報公開条例
- 地方自治法（第244条、第244条の2等）
- 労働基準法、労働安全衛生法
- その他関連する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

(4) 引継業務

指定管理者は、指定時及び指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本パラスポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、適切に引継を行うものとします。

(5) 情報公開に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、県が設置する公の施設の管理について、県から権限の委任を受けて代行する者であることから、公平性及び透明性が求められるものであり、佐賀県情報公開条例(昭和62年佐賀県条例第17号)第25条第1項においても、自らその管理に係る情報の公開に努めるものとされています。

具体的には、指定管理者は、施設の管理に係る情報の公開について、県と締結する協定において必要な規程を定めることとし、当該規程に基づいて、情報の公開を実施することとします。

(6) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、佐賀県個人情報保護条例第12条の規定に基づき、別途締結する協定書において「個人情報保護の取扱い」として県が明示する措置を実施していただくとともに、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、退職後であっても、当該事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

また、違反した場合は、同条例に基づく罰則等が適用されます。

これらを踏まえ、指定管理者は施設の管理運営を行うにあたって、個人情報の保護及び情報セキュリティに配慮した管理運営体制の整備や、従事者に対しての必要な研修の実施など、適切な対応を行うようにしてください。

(7) 県内雇用及び県内への発注等への配慮

指定管理者が行う管理運営に当たって、特別な理由等がある場合を除き、職員の雇用についてはできるだけ県内居住者の雇用に努めていただくとともに、委託業務の発注や物品の調達等においても、県内に本店又は主たる事務所を有する事業者への発注に努めてください。

また、この点は別途、方針や対応策などを申請書で提案してください。

(8) パラスポーツセンターにおいて発生した事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、センターにおいて発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負うこととします。

- 指定管理者の責に帰すべき事由により、県又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を県に報告しなければなりません。
- 県と協議のうえ、損害賠償責任保険等に加入する必要があると認められる場合には、当該保険に加入しなければなりません。

(9) 課税に関する留意事項

当該施設の管理運営に伴い、受託者（法人）については、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税の申告納税義務が生じます。

また、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は、原則、課税対象となります。

なお、利用料金収入や県が支払う委託料は、原則、消費税の課税対象となります。

(10) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となり、県が指定の取消しを行った場合には、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくパラスポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継などの必要な対応を行うものとします。

イ 県の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定期間中に当該施設を廃止、又は休所する場合など県の責めに帰すべき事由により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、県はあらかじめその旨を指定管理者へ通知します。

指定管理の取消し又は停止により指定管理者に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

県が損害を賠償する額は、県と指定管理者が協議して定めます。

県が指定の取消し又は停止を命令した場合、指定管理者は県に管理運営委託料の全部又は一部を返還しなければなりません。

ウ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、当該指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なくパラスポーツセンターの管理運営業務を遂行できるよう、引継などの必要な対応を行うものとします。

エ 指定管理者の指定取消し後の対応

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理予定候補者として、パラスポーツセンターの管理運営に関する協議を行うことがあります。

(11) 指定管理業務の再委託に係る契約手続について

再委託契約を随意契約の方法により行う場合は、「佐賀県財務規則」及び「佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要綱」に準じて行うこととし、「随意契約理由」について再委託開始前に県の承諾を得ることになります。

6 問い合わせ先

本件に関することは、以下にお問い合わせください。

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県SAGA2024・SSP推進局スポーツ課スポーツ振興担当

TEL：0952-25-7334

FAX：0952-25-7375

電子メール：sports@pref.saga.lg.jp